

就学援助制度のお知らせ

就学援助費の内容を紹介します。希望される方は学校へご相談ください。

蕪崎市では、経済的な理由でお子さんに義務教育を受けさせることが困難な場合に学用品・給食費など学校にかかる経費の一部の援助を行っております。

1 援助を受けられる世帯

- (1) 要保護世帯 生活保護法に基づく保護費の受給者
- (2) 準要保護世帯 生活保護世帯に準じる程度に経済的に困窮している世帯
 - ア 生活保護が停止又は廃止された方
 - イ 市町村民税が非課税
 - ウ 国民年金保険料・国民健康保険税・固定資産税の減免措置を受けている方
 - エ 児童扶養手当を支給されている方（いわゆる児童手当とは異なります）
 - オ その他、教育委員会が特に援助の必要があると認める方

2 援助の内容

修学旅行費・医療費（う歯、その他特定の病気）・学校給食費・学用品費・校外活動費・新入学生学用品費等

※ 住所が市外の方については、一部支給されない項目がありますので、住所地の地教委にも支給対象外項目について支給されたい場合には申請が必要になります。

※ 要保護者又は準要保護者や学年により援助の内容や金額は異なります。